

社会福祉法人こうよう会 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こうよう会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤の理事とは、定款第18条第2項の規定に基づき、選定された本法人を主たる勤務場所とする理事をいう。

3 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の役員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会等に出席した非常勤役員に対する報酬等の額は、別表1に定める額を支給する。

2 評議員が評議員会等に出席した評議員に対する報酬等の額は別表2に定める額を支給する。

(理事長・業務執行理事の勤務報酬等)

第4条 理事長及び業務執行理事（常務理事）が法人及び施設の運営のための業務執行の対価として別表3および別表4による役員報酬を理事会において決定し各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

(役員報酬等)

第5条 役員に対して別に定める報酬等の基準に従って支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等の支払いは、次のとおりとする。

2 第4条の理事長および業務執行理事（常務理事）については社会福祉法人こうよう会常勤職員給与規程に定める給与の支給日に準じるものとする。

3 第3条非常勤役員及び評議員についてはその都度現金にて支払う。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところによる金額を控除して支払う。

(交通費)

第7条 理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する電車、バス等の公共交通機関を利用した交通費は本法人所定の交通費請求用紙をもって、その実費を支払うことができる。

(費用弁償)

第 8 条 理事会、評議員会への出席、及び理事長が承認した法人業務の執行等による支出した通信費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもってその実費を支給する。

(出張旅費)

第 9 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 5 により報酬及び旅費を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後精算することができる。

(補 則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長か理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改正又は廃止は、評議員会の承認を経なければならない。

(適用除外)

第 12 条 施設等の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

本規程の制定に伴い、本法人の役員及び評議員報酬並びに旅費規程は廃止する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日一部変更。

別表1 非常勤役員の報酬

理事・監事

	日 額	備 考
理事会等会議への出席	10,000円	交通費実費含む
監事監査業務等への出席	10,000円	交通費実費支給
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円	交通費実費支給

別表2 評議員の報酬

	日 額	備 考
評議員会への出席	10,000円	交通費実費含む
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円	交通費実費支給

別表3 理事長の報酬表

号 俸	支給基準額 (月額)
1号俸	50,000円
2号俸	100,000円
3号俸	150,000円
4号俸	200,000円
5号俸	250,000円
6号俸	300,000円
7号俸	350,000円
8号俸	400,000円

別表4 業務執行理事（常務理事）の報酬

	月 額	備 考
業務執行理事（常務理事）	30,000円	交通費実費支給

別表5 出張旅費

報酬額 (日額)	旅 費	宿泊費	その他
10,000円	実 費	実 費	実 費